

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
[議事録 1/2]

・立法府に対する法案提出の在り方

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織でございます。先週に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日議題となっているのは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案でございます。



地方公務員に関するこれらの法律案が改正される場合、地方公務員法第二十四条第四項に基づき、国家公務員法制の改正内容を踏まえて対応していることが多くございます。

そこで、国家公務員法制の法律に関して、どこで扱ったのか、まず伺います。

○政府参考人(稲山文男君)

お答えいたします。

衆議院及び参議院の内閣委員会でございます。

○吉川沙織君

今から二年前の平成26年5月29日、私はこの総務委員会で質問を行いました。5月30日に内閣人事局が発足しましたので、平成26年5月29日をもって総務省の人事・恩給局は廃止となりました。

その、廃止となるその日にたまたまこの委員会で一般質疑がございましたので、当時の人事・恩給局長と人事院に対して、国会事務局を含む公務部門の人事政策の在り方について質疑に臨みました。



その次の日に内閣人事局が発足して、その省庁別に割り振られている常任委員会の所管としては内閣委員会ということになりますので、平成26年6月3日のこの参議院総務委員会で所管替えを行いましたので、今、国家公務員法制は内閣委員会に移って、地方公務員分はこちらで扱っているということになっています。

では、衆参の内閣委員会で国家公務員法制分を扱ったということですが、既に成立しています国家公務員分の育児、介護に係る法律名について伺います。

○政府参考人(稲山文男君)

先般成立させていただきましたけれども、法律名でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律でございます。



○吉川沙織君

今ほど、国家公務員分と地方公務員分があると申し上げました。

国家公務員分に関しては、法律名が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律であって、この法律名からは育児休業や介護休暇等については読み取れません。本則で三本以上束ねている束ね法であると考えられますが、この一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は何本の法律が含まれているのか、また含まれている法律名、それぞれについて伺います。

○政府参考人(稲山文男君)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律におきましては、六本の法律を一括して改正させていただいているところでございます。

具体的な法律名でございますけれども、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が含まれているところでございます。

○吉川沙織君

今、内閣人事局の審議官から、六本の法律が束ねられていること、そこに、給与法が一



番大きな法律としてあるけれども、その中に育児休業等が入っているということを答弁いただきました。

今審議しているこの地方公務員分の法制に関しては二本です。二本で、しかも、今日委員長が冒頭に議題を宣告したときに、二つの法案ですので、及び法、二つの法案しっかり見えています。束ねてはいません。

今回、国家公務員法制は六本もの束ね法ですが、これまで、同様の法改正では、国家公務員の給与と勤務時間、休暇や育児、介護と勤務時間、休暇と一緒に審議したことがあっても、給与も育児も介護も、それから勤務時間も束ねて改正したという例はほとんどないはずです。その例について伺います。

○政府参考人(稲山文男君)

一般職の国家公務員につきまして、その給与、それから勤務時間、育児休業、この三つについて束ねた例のお尋ねでございます。

立法例といたしましては、平成 20 年に成立させていただきました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律と、少し古くなりますけれども、平成 11 年、これは国家公務員に再任用制度を導入するための法律でございましたけれども、国家公務員法等の一部を改正する法律がございます。

○吉川沙織君

今、給与も、それから育休、介護、それから勤務時間、休暇、この三つをセットで今まで改正した例というのは、省庁再編前も含めて二例しかないということを御答弁いただきました。一つが、平成 11 年法律第 83 号、一つが、比較的最近の例ですが、平成 20 年法律第 94 号、これには確かに給与も育休、介護、それから勤務時間、休暇も入っています。



ただ、今回も入っています。三つとも入っちゃっていますけれども、決定的な違いが、前例二つと、一つだけあります。

それは、平成 11 年の国家公務員法等の一部を改正する法律の審議のときも、平成 20 年の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の審議のときも、最終的に成立をしたときは全会一致で可決、成立をしています。ただ、今回は、既に国家公務員法制分は成立しております。11 月 16 日のこの参議院本会議で成立はしていますが、残念ながら全会一致とはなりませんでした。

束ね法案の弊害の一つに、個々の法律案に対する賛否が異なる場合でも、束ね法案では一括して、例えば見かけ上一本の法律であって、その中に幾つもの法案が含まれている場合、育休とか勤務時間、休暇はい

いけれども給与法がどうしても駄目だとなったときに、一括して賛否を表明しなければなりませんから、給与法に引っ張られて今回は反対する会派が出てきてしまったものと考えられます。

もし、今回もふだんどおりに国家公務員法制分の育休等に関する法律が分けて国会に提出され、分けてちゃんと審議されていれば全会一致だったと思います。このことは日本国憲法で保障された国会議員の表決権をも侵害するものではないかと立法府の立場としては考えます。

そもそも、今臨時国会召集日、9月26日の時点では、一般職の給与法と国家公務員の育休や勤務時間、休暇等の法律案は別々に提出予定だと内閣総務官室から伺っていました。ですが、結果、10月14日に国会に提出されたときは全て六本束ねられて提出をされた、こういう経緯がございます。



しかも、衆議院の内閣委員会と衆議院の総務委員会ではそれぞれ国家公務員法分と地方公務員法分が既に審議されていますが、衆議院の内閣委員会では一般職の給与法に六本束ねられ、衆議院の総務委員会では二本分でしたけれども、審議時間は実は衆議院内閣委員会で2時間40分、衆議院の総務委員会では二本の法律の審議でしたけれども、3時間みっちり審議をして、この地方公務員の育児休業や介護休業に対してしっかり審議が行われているということもありますので、束ねて出すのはいいかもしれないけれども、でもその分議論が散漫になり、それから衆議院の内閣委員会では、残念ながら、国家公務員分の育児休業、それから介護休暇に関する質疑はありませんでした。

ですから、表決権と同時に、やっぱり議論の焦点がぼやけてしまうということもありますので、法案の出し方というのは立法府側としてしっかり見ていきたいと思っています。

そこで、総務省に伺います。

今回は、国家公務員分と地方公務員分が別法として提出されています。国家公務員育児休業法と地方公務員育児休業法は同一法として処理されたこともあります。

平成3年12月17日に別法として成立して以来、今回の改正を含めて七回の改正となりますが、うち四回は国家公務員法分で処理しています。地方公務員の勤務条件は、国家公務員準拠の原則に基づき国家公務員法制の改正内容を踏まえて対応しているからですが、今回はなぜ別法として地方公務員法制を提出、国会にしたんでしょうか。総務省に伺います。

○政府参考人(高原剛君)

御答弁申し上げます。

法案の一括化については、法律案に盛り込まれた施策が統一的なものでその趣旨、目的が同じであること、法律案の条項が相互に関連していて一つの体系を形作っていること、できる限りどの法律改正も同一の委員会の所管に属する事項に関するものであることとの三原則に該当する場合に行われることとされております。



委員会の所管に属する事項に関するものであることとの三原則に該当する場合に行われることとされております。

今回の法律案については、この三原則に該当するかを関係各機関も含めて検討いたしました結果、同一の委員会に属さない法律案であること等から、地方公務員関係法は別の法律として提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君

昭和 30 年代の閣議決定の文書を引用しながらの答弁でしたけれども、今まで同一の委員会で国家公務員分を改正して、それで地方公務員分も引っ張って法改正等やっていることもありますので、今の答弁だと今までが一本でやっていたという理由にはなりませんので、これはまた引き続き見ていきたいと思っています。

今回は、既に 11 月 16 日に国家公務員分の育児休業法を含む改正給与法は成立をしています。よって、地方公務員分のこの法制と成立日が異なるのはもう決定的です。

育児休業法について、国家公務員法制と地方公務員法制とで成立日が異なったことがこれまでにあるかどうかを総務省に伺います。

○政府参考人(高原剛君)

育児休業法については、これまで国家公務員育児休業法と地方公務員育児休業法とが異なる日に成立したことはございません。

なお、人事院の意見の申出等を踏まえた国家公務員法、地方公務員法の改正については、成立日が異なった例はございます。

以上でございます。

○吉川沙織君

成立日が異なった例というのは、恐らく平成 11 年のことですので、省庁再編前のことだと思います。省庁再編後、総務省になってから、公務員分と地方公務員分の法制の成立日が異なったという例は今までなかっ

たと思います。

私は、二年前、内閣人事局ができる前の日に質疑をしたと冒頭申し上げましたけれども、本来ずっと総務委員会で、皆さん、前からいらっしゃる人は、公務員の法制はこちらで議論していましたので、内閣人事局ができたのでやむを得ないことだったと思いますが、私は、一本でしっかりこちらで審議するのが筋だったのかなと思いつつ、次の質問に移ります。

続きの議事録(2/2)は、[こちら](#)です。